

公益社団法人 岩国市シルバー人材センター

役員報酬及び費用等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人岩国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴ない発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員が職員を兼ねる場合は、職員給与規程を適用し、この規程は適用しないものとする。

- 2 役員報酬は月額又は日額とする。
- 3 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬額は、別表1「役員報酬額」に定める金額の範囲内として、理事は理事会の承認、監事は総会の決議を得て、決定するものとする。

- 2 前項の役員報酬総額は、別表3「役員年間報酬総額」に定める範囲とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員報酬の支給日については、月額をもって支給する場合は職員給与規程を

準用するものとし、日額をもって支給する場合はその都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、日額報酬は、その都度現金で本人に支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターの役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

2 費用の額は別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表1 役員報酬額

(1) 理事長	月額	45,000 円までの範囲内
(2) 副理事長	日額	3,500 円までの範囲内
ただし、理事長の職務を代行する場合は、理事長報酬の額とする。		
(3) 常務理事	月額	90,000 円までの範囲内
ただし、事務局長が兼任する場合は、職員給与規程を適用するものとする。		
(4) 役員が管内の1職務（理事会等出席）を行うために係る報酬		
理事	日額	3,500 円までの範囲内
ただし、センターから別に給与等支給される場合は、重複して支給しない。		
監事（会員）	日額	3,500 円までの範囲内
監事（会員外）	日額	6,000 円までの範囲内

別表2 費用の額

(1) 日額報酬適用役員の管内1職務に係る費用	
各役員自宅から会議等開催場所までの往復距離に基づく次の額	
2 km以上を対象とし、キロ数（1 km未満は切り捨てる）× 37円とする。	
(2) 役員管外職務に係る費用	職員等旅費規程に定める金額
(3) その他	実費

別表3 役員年間報酬総額

理事の年間報酬総額	1,977,000円までの範囲内
監事の年間報酬総額	72,000円までの範囲内